

ヴァイマル初期のヒルファディングの 国際労働運動論

河野 裕康

はじめに

第1節 講和問題と第二インタナショナル

第2節 独立社会民主党内の論争

第3節 カップー揆から独立社会民主党の分裂へ

結び

はじめに

第一次世界大戦(1914-18年)後ドイツのヴァイマル共和国は、一方で西側のベルサイユ講和問題と他方で東側のロシア革命という新しい国際的枠組みによって、内外政策を大きく規定された。労働運動にとってはそれは労働者政党の国際組織であるインタナショナルの問題と密接に絡み合い、とりわけ戦争で「崩壊」した第二インタナショナルをいかに再建するか、新設のコミンテルン(共産主義インタナショナル, 第三インタナショナル)との関係をどうするかは、国際的協力だけでなく国内改革の進め方にも重大な影響を及ぼした。『金融資本論』(1910年)の著者であり「第二インタナショナルの最大の理論的権威者の一人」⁽¹⁾とされるR.ヒルファディング(1877-1941年)は、この問題で重要な思想的役割を演じた。彼は戦前ドイツ社会民主党(SPD)で修正派や急進左派と異なる「中央派」として活動し、第一次大戦では反戦的立場を貫いて党の戦争支持や第二インタナショナルの「崩壊」と一線を画し⁽²⁾、戦後も思想的権威を保った。彼は社会民主党から分離した独立社会民主党(USPD)の理論的指導者として会議でたびたび基調報告し、また彼の編集した党機関紙『フライハイト』は路線論争の場となった。そして第二インタナショナルの会議に党代表として決議案を提出し、さらに1920年の党分裂の契機となったコミンテルン加入問題では彼の存在自体が焦点となった。

(1) *Der I. Kongreß der Kommunistischen Internationale*, Hamburg, 1921, S.125.

(2) 拙著『ヒルファディングの経済政策思想』法政大学出版局, 1993年, 第6章参照。彼は大战中の1914年11月末の党議員団会議で、中立国の平和交渉仲介案の受け入れを政府に迫る決議案を「支持」し、さらに翌年2月初の会議では戦争の連帯責任を回避すべく平和行動を説き、「すべての国の民主化によってのみ永続的平和は可能だ」と訴えた。 Cf., Dittmann, W., *Erinnerungen*, 3 Bde., Frankfurt am Main/ New York, 1995, S.261 u.291.

ヴァイマル共和国初期の彼のインタナショナル問題に対する思想的立場、国際労働運動論は、いまだ十分包括的に検討されているとは言いがたい。例えば近年の研究ではW.T.スモールドンは、1919年11月末-12月初のライプツィヒ臨時党大会で彼が第二インタナショナルとの協力を拒否して新組織の結成という「新しい立場」に移行したとして、それ以後の分析をほとんど行っていない⁽³⁾。またF.P.ワグナーは主に二次文献に拠りながら、彼が当初「より小さな悪」として第二インタナショナルを選択し、同党大会での「妥協」後ボルシェヴィキの「権力政治」を批判しつつ、分裂後に「第三の道」をめざしたとしている⁽⁴⁾。さらに上条勇氏はやはり同党大会で彼が「第三の道」を提唱したとし、そして彼が「危機 革命」説から「陣地戦」の重視へと変化しながらも、革命初期に「多数派社会主義者との協力」を推進して選挙による政権獲得を期待し、たんなる社会化を「研究する」委員会の設置を要求して「革命運動にブレーキをかけた」ことを問題としている⁽⁵⁾。

こうした研究状況の中で、本稿は1919年2月の戦後初の第二インタナショナル・ベルン会議から1921年2月の「国際社会党共同体」(第二半インタナショナル、ウィーン連盟)の結成まで、ヒルファディングがかかわった国際会議や党大会さらにこれまであまり検討されてこなかった党地方会議などを中心に、彼の思想的立場を特に党内の路線論争と関連させつつ論ずる。以下第1節ではまず講和問題に対する彼の対応、そして従来国際労働運動の総括と方針、さらに1919年8月の第二インタナショナル・ルツェルン会議での各国党特にドイツ社会民主党との論争を検討する。第2節ではライプツィヒ臨時党大会及びその前後の地方会議でのインタナショナル問題と綱領論争を扱う。さらに第3節では1920年3月のカップー揆時の政治情勢認識と労働者政権問題、コミンテルンへの加入をめぐる党内論争及び10月のハレ臨時党大会での分裂、そして翌年2月のウィーン会議に至る過程を追う。こうした検討により、彼は「第三の道」を積極的に追求したというよりは、むしろ第二インタナショナル及び西欧諸党との協力維持に極力努め、それを基本に各党の自立性を認めながら幅広いインタナショナルの統一をめざしたこと、そうした彼の基本的立場の背景には、路線論争を通じた彼なりの情勢認識に基づく民主主義的な労働運動論があったことが示されると思われる。

第1節 講和問題と第二インタナショナル

1919年1月18日に開始されたパリ講和会議に対峙する形で、2月3-10日にベルンで労働者社会主義者会議が開催され、26ヶ国から右派と中央派の103人の代表が出席した⁽⁶⁾。会議でまず焦点となったのは第二インタナショナルの「崩壊」に絡むドイツ社会民主党の責任問題であり、同党が「戦

(3) Cf., Smaldone, W.T., *Rudolf Hilferding* diss., New York, 1989, pp.276ff.

(4) Cf., Wagner, F.P., *Rudolf Hilferding*, New Jersey, 1996, pp.126ff.

(5) 上条勇『ヒルファディングと現代資本主義』梓出版社、1987年、131頁以下及び170頁以下参照。

(6) Cf., Ritter, G.A. (hg.), *Die II. Internationale 1918/1919, 2 Bde.*, Berlin/Bonn, 1980, S.38ff. u. 786ff.; Sigel, R., *Die Geschichte der Zweiten Internationale 1918-1923*, Frankfurt am Main/New York, 1986, S.16ff.; Zarusky, J., *Die deutschen Sozialdemokraten und das sowjetische Modell*, München, 1992, S.79ff.; 西川正雄他『もう一つの選択肢』平凡社、1995年、78頁以下参照。

争責任のある旧体制からの完全な分離」⁽⁷⁾を表明したことをもって一応の区切りとした。そして会議は講和問題で、国際連盟の設置とその枠内での民族自決権を要求した。ロシア革命への対応では早速対立が生じ、委員会決議案は民主主義に立脚する立場から、「プロレタリアートの一部に依拠するだけの独裁のいかなる試みもいっそう危険」だとしたのに対して、F.アードラー(オーストリア社会民主労働党)・J.ロンゲ(フランス社会党)案はロシアの状況を判断する十分な根拠をもたないとして「決議に反対」した⁽⁸⁾。委員会案への支持が多かったものの、各国の分裂から結局採決は見送られた。独立社会民主党代表K.カウツキーも委員会案を「支持」したが、党内では左派の反発が強く、翌月の臨時党大会は戦時反戦派の立場である「ツィマーヴァルトとキーンタールの国際会議の精神」を再確認した⁽⁹⁾。一方ボルシェヴィキなどを中心に3月2-6日に設立されたコミンテルンは、ベルン会議を「第二インタナショナルの屍をよみがえらせる試み」と弾劾し、国連を「略奪と搾取及び帝国主義的反革命の同盟」と批判した。そして議会制度を伴ったブルジョア民主主義を退け、「ソヴェイト権力すなわちプロレタリアートの独裁」を提起した⁽¹⁰⁾。

ヒルファディングはベルン会議には直接参加しなかったが、彼の編集する『フライハイト』は、会議が講和会議の帝国主義勢力に対抗して国連と領土問題で「共通基盤」を作ったと一定の意義を認め、また戦争責任問題ではドイツ社会民主党が道義的に敗北したことを確認した⁽¹¹⁾。そして彼自身は国連結成と軍縮による永続的な民主主義的講和を提起し、「労働者インタナショナルの再建」⁽¹²⁾を訴えた。彼は講和協議の過程では協商国側の不当な要求に対しても、ドイツが飢餓とボルシェヴ

(7) Ritter, *ibid.*, S.316.

(8) *Cf.*, *ibid.*, S.507 u.534.

(9) *Cf.*, *ibid.*, S.544f.カウツキーは3月の党大会で報告したが、次のライプツィヒ党大会には参加せず、また翌年8月から1921年5月まで国外にあってしだいに「孤立感」を深め、影響力を喪失しつつあった。*Cf.*, Kautsky, K., *Mein Verhältnis zur Unabhängigen Sozialdemokratischen Partei*, Berlin, 1922, S.14; Steenson, G.P., *Karl Kautsky, 1854-1938*, Pittsburgh, 1978, pp.231ff., スティーンソン『カール・カウツキー』時永淑、河野裕康訳、法政大学出版局、1990年、337頁以下、*Protokoll des außerordentlichen Parteitagess USP.D.2.-6.März 1919 in Berlin*, Neudruck (ND.), Glashütten im Taunus, 1975, S.4; Balabanoff, A., "Die Zimmerwalder Bewegung 1914-1919", *Archiv für die Geschichte des Sozialismus und der Arbeiterbewegung*, Jg.12, 1926, S.315ff.; *ibid.*, Jg.13, 1928.

(10) *Cf.*, *Manifest, Richtlinien, Beschlüsse des Ersten Kongresses*, Hamburg, 1920, S.23f., 49 u.60; *Der 1. Kongreß...*, S.123, 『コミンテルン資料集』第1巻、村田陽一編訳、大月書店、1978年、27頁、32頁、48頁及び53頁、James, C.L.R., *World revolution 1917-1936*, New Jersey, 1993, pp.109ff.; Broué, P., *Histoire de l'Internationale Communiste 1919-1943*, Paris, 1997, pp.76sq., McDermott, K., Agnew, J., *The Comintern*, London, 1996, pp.12ff., マクダーマット、アグニュー『コミンテルン史』萩原直訳、大月書店、1998年、38頁以下参照。

(11) *Cf.*, "Die Berner Konferenz", *Die Freiheit (Fr.)*, 13.2.1919, Abend=Ausgabe (AA.), S.1, Sp.3 u.S.2, Sp.1.ただ彼は会議で設置されたロシア事情調査委員会に、カウツキーに「代わって」参加する可能性もあった。*Cf.*, *Protokoll des außerordentlichen...*, S.114.

(12) Hilferding, R., "Die Einigung des Proletariats", *Fr.*, 9.2.1919, Morgen=Ausgabe (MA.), S.1, Sp.3.

イズムに陥ることを危惧して休戦交渉の中断に反対した。国連では強国が主体にならざるをえないため、むしろこちらから「ウィルソン14ヶ条の適用」で積極的に具体策を対置すべきだと説いた⁽¹³⁾。彼は第一次大戦中もウィルソンの無併合無賠償の講和提案を評価していたが⁽¹⁴⁾、戦後も「公開の講和条約」や植民地住民の「同等」の権利を説く彼の構想を、西側内の進歩的要素と認めていたことがわかる。

5月7日に公表された講和条約案は国際連盟からドイツを排除し、先進国の「後見」で旧植民地の再分割を容認し、ドイツの欧州内領土の13%及び人口の10%に上る領土削減と植民地放棄並びに陸海軍の大幅縮減を迫り、そして何よりも戦争責任と賠償義務を規定した⁽¹⁵⁾。ヒルファディングはただちに、ウィルソンの原則が「協商国帝国主義」⁽¹⁶⁾と衝突して破られたと批判した。とはいえ署名の拒否は封鎖の強化や占領地域の拡大による経済的崩壊をもたらし、また双方で民族主義を助長するため、講和を「締結」せねばならないと彼は説いた。彼はベルサイユ講和を帝国主義の「最後の仕事」ととらえ、各国労働運動の前進による階級支配と国家間対立の克服に根本的な解決を求めた。第二インタナショナルも「われわれの講和ではない」⁽¹⁷⁾と抗議し、そして独立社会民主党も「最悪の力の講和」⁽¹⁸⁾と批判しながら署名を余儀なしとし、結局ドイツ政府は6月28日に署名した。このようにヒルファディングは講和条約の権力的側面を強く批判しつつも国連構想そのものの意義は認め、コミンテルンのような全面対決でなく、西側内で「協商国帝国主義」とウィルソンとを区分して、現実の力関係もふまえて各国労働運動を基盤に個別的に改善を図ろうとし、その限りではベルン会議寄りだったと言える。

この時期に彼は従来の労働運動の総括と今後の方向性を以下のように示した。ドイツでは1890年代半ばまでは専制的、似非立憲制度ゆえ労働者階級は支配層と激しく対立したが、その後資本主義の新たな高揚と質的变化が生じ、資本の独占的組織と大銀行の結合した金融資本は帝国主義的政策により世界市場を独占するようになった。労働運動は一面ではそれに抗議しながら、他面では経済発展に部分的に参加して物的状況を改善し、資本主義を克服するよりもむしろ「順応しようとする傾向」⁽¹⁹⁾を強めた。こうした状況の反映として社会民主党は大戦で城内平和を推進し民主主義をも

(13) Cf., Kessler, H. Graf, *Tagebücher 1918-1937*, Frankfurt am Main, 1961, S.122ff., ケスラー『ワイマル日記』上、松本道介訳、富山房、1993年、112頁以下参照。

(14) Cf., Hilferding an Kautsky, 31.1.1917, Internationaal Instituut voor Sociale Geschiedenis (IISG), Amsterdam, Kautsky Archiv, KDXII, 628, 前掲拙著、210頁参照。

(15) Cf., Reichß=Gesetzblatt, Jg. 1919, S.717ff., 739ff., 895, 919ff., 931ff. u. 985ff.; Schwabe, K. (hg.), *Quellen zum Friedensschluß von Versailles*, Darmstadt, 1997, S.242ff.; id., *Deutsche Revolution und Wilson-Frieden*, Düsseldorf, 1971, S.567ff.; Petzina, D., u.a., *Sozialgeschichtliches Arbeitsbuch*, Bd.3, München, 1978, S.23.

(16) (Hilferding), "Wir müssen unterschreiben!", *Fr.*, 8.5.1919, AA., S.1, Sp.1; *Annehmen oder Ablehnen?*, Berlin, 1919, S.32. 以下強調は原文通り。

(17) "Der Protest der Internationale", *Fr.*, 14.5.1919, AA., S.1, Sp.1.

(18) "Die U.S.P.D. und der Frieden", *Fr.*, 12.5.1919, MA., S.1, Sp.1.

(19) Hilferding, "Die Internationale", *Fr.*, 19.7.1919, MA., S.2, Sp.1; *Der Kampf*, Jg.12, Nr.19, 1919, S.518, 前掲拙著、201頁以下参照。

放棄して、第二インタナショナルは「崩壊」したのである。だが今や「協商国帝国主義」による「民主主義的幻想」⁽²⁰⁾の破壊と反革命の支援に対して、あらためてインタナショナルの必要性が高まっている。その場合コミンテルン加入はモスクワへの従属と国際労働運動特に英仏労働者からの孤立をもたらし、他方革命時もブルジョアジーと協力した社会民主党を受け入れるような組織への参加も困難であり、まさに組織的にも思想的にも「新基盤」⁽²¹⁾での再建が求められている。このように彼は第二インタナショナルの「崩壊」の背景として金融資本下の労働者の順応傾向を指摘しつつも、従属と孤立を生むコミンテルン加入ではなく、いぜん西欧労働者との連携を重視し、社会民主党など右派を排して新基盤での再建を説いた。

彼のこうした見解は独立社会民主党内で異論があったものの、8月2-9日の第二インタナショナル・ルツェルン常設委員会会議に向けた党の基本方針となり、彼自身も党首A.クリスピーンらとともに代表に選ばれた⁽²²⁾。20カ国から52人の代表を集めて開かれたルツェルン会議ではまず非公開委員会において、ヒルファディングは党内の第二インタナショナル脱退要求の強さに言及しつつ、会議がドイツ社会民主党に対して毅然とした態度をとらない限り「離脱せざるをえない」⁽²³⁾と述べた。そして彼はボルシェヴィキについては、彼らの方法がすべてそのまま模倣されうるわけではないと留保しつつも、労働者への「正当な魅力」を認め、彼らへの批判には同調しないと論じた。これに対してO.ヴェルス(SPD)は従来の政策を正当化し、独立社会民主党こそ「共産主義者の独裁下」⁽²⁴⁾でインタナショナルを破壊しようとしていると反論した。また独立社会民主党から復党したE.ベルンシュタイン(SPD)は協議会(レーテ)思想をサンディカリズムへの後退そしてボルシェヴィキを空想的と批判し、独立社会民主党がスパルタクスの傾向を止めれば労働者の「統一はいぜん可能」⁽²⁵⁾だと説いた。

委員会内での対立から共同案は不可能となり、総会には二つの決議案が諮られた。ヒルファディングとロンゲの「少数派」案⁽²⁶⁾は政権獲得による社会主義実現をめざし、階級闘争と条件に応じた行動を提起した。そして講和条約での民族自決権の侵害や国連からのドイツ及びロシアの排除を批判し、一方ロシア革命の防衛を戦術問題は別としてインタナショナルの「義務」とした。これに対してP.ルノーデル(フランス社会党)の「多数派」案⁽²⁷⁾は講和署名を基本的に歓迎しつつ新たな不正の修正を求め、そして国連を資本主義国家の連合とはいえ「初の真の国際組織」と見なした。討論でヒルファディングはルノーデル案の講和条約批判と一定の共通性を確認しながら、あらためてドイ

(20) *Ibid.*, Fr., 23.7.1919, MA., S.1, Sp.3; *Der Kampf*, S.520.

(21) *Ibid.*, Fr., 24.7.1919, MA., S.2, Sp.1; *Der Kampf*, S.524.

(22) *Cf.*, *ibid.*, *Der Kampf*, S.517, Anm.1; "Die internationale Konferenz", Fr., 30.7.1919, AA., S.3, Sp.2; Wheeler, R.F., *USPD und Internationale*, Frankfurt am Main/Berlin/Wien, 1975, S.102ff.

(23) "Au Congrès de Lucerne", *L'Humanité*, 6.8.1919, S.1, Sp.2.

(24) "Sprengversuch der Internationale durch die U.S.P.D.", *Vorwärts* (Vw.), 5.8.1919, MA., S.1, Sp.2.

(25) "Au Congrès de Lucerne", *L'Humanité*, 7.8.1919, S.1, Sp.2.

(26) *Cf.*, Ritter, *op.cit.*, S.658ff.

(27) *Cf.*, *ibid.*, S.655ff.

ツ社会民主党のブルジョア的同盟策を、農民など「未成熟な社会層の中立化」⁽²⁸⁾をめざした同盟策と区別して批判した。ベルンシュタインは逆に独立社会民主党こそ「極左派の圧力」で無責任な傍觀者的批判という「致命的誤り」⁽²⁹⁾を犯したため、社会民主党は余儀なくブルジョア進歩派との連立を迫られたのだと反批判した。またヴェルスがフランスのライン及びザール占領地区での行動を問題視したことに對して、ルノーデルは祖国防衛問題ではフランスが攻撃された側であることを強調した⁽³⁰⁾。さらにJ.A.エンゲベルク（スウェーデン社会民主党）はそもそも国際的統一行動は各国の相違ゆえ「幻想」⁽³¹⁾だとし、ヒルファディングのような内部論争は国内で解決すべきだと述べた。

結局総会でも賛否が分かれ、二つの決議案は併記されるにとどまった。ただ講和条約の修正を求める決議や、革命的独裁の方法を留保しつつロシアを擁護する決議は一致して採択された⁽³²⁾。ヒルファディングら独立社会民主党は概して孤立気味だったとはいえ、いまだ最終決定はなされず、またロシア革命への対応では彼らの主張がある程度容れられた。このようにヒルファディングは講和条約を強く批判して修正を求め、ボルシェヴィキについては差異を認めつつ擁護したが、基本的には第二インタナショナルにとどまり、ブルジョア的同盟策をとるドイツ社会民主党など右派を批判しながら、内部で軌道修正の可能性を追求したのである。だが党内左派の圧力の強まりとともに、しだいに選択肢が制約されるようになってゆく。

第2節 独立社会民主党内の論争

ルツェルン会議以後独立社会民主党内ではインタナショナル問題が綱領問題と密接に絡みあって議論され、ヒルファディングはその両方に深く関与することになった。9月9-10日の全国会議及び28日のベルリン地区会議で彼は第二インタナショナルに「幅広く協力しうる党が存在」していることを再確認し、そこからの離脱は高度な経済発展の下で社会主義を決定づける西欧労働者からの孤立をもたらすだけであり、戦争の結果彼らも急進化して新しいインタナショナルの条件が生ずると論じた⁽³³⁾。他方彼はロシア労働者に「共感」しながらも、未成熟な「経済がボルシェヴィキの支配を内部から変質させ、社会主義ではない支配にする」⁽³⁴⁾として経済的後進性の制約を指摘し、そして彼らの方法特にテロリズムや内戦による生産及び社会化の阻害を問題にした。第二インタナショナルでは左派寄りの統一か、あるいは脱退の場合でも決して単独ではなく同じ基盤の党をすべて引き

⁽²⁸⁾ *Ibid.*, S.637; Hilferding, "Die Krise der Internationale", *Der Sozialist*, Jg.5, Nr.44, 1919, S.695.

⁽²⁹⁾ Ritter, *ibid.*, S.639.

⁽³⁰⁾ *Cf.*, *ibid.*, S.629ff. u. 649ff.

⁽³¹⁾ *Ibid.*, S.638.

⁽³²⁾ *Cf.*, *ibid.*, S.652f., 661ff. u. 666ff. また暫定規約は、クリスピーンの修正動議にもかかわらず決定された。*Cf.*, "Sprengversuch...", S.1, Sp.2; "Die provisorischen Statuten der Internationale", *Fr.*, 9.8.1919, MA., S.1, Sp.1.

⁽³³⁾ *Cf.*, "Reichskonferenz der U.S.P.D.", *Fr.*, 11.9.1919, MA. Beilage, S.1, Sp.2f. 党中央委員会で第二インタナショナル離脱案は、「ヒルファディングの提言」で「否決」された。*Cf.* Geyer, C., *Für die dritte Internationale!*, Berlin, 1920, S.19.

⁽³⁴⁾ "Die Frage der Internationale", *Fr.*, 29.9.1919, MA., S.1, Sp.2.

連れるかの選択肢があり、その闘争のためにも次期大会に参加すべきだと彼は説いた。

これに対して左派のW.シュテッカーはルツェルン会議を改良主義の勝利と見て、早急な脱退による「純化過程」の促進を主張し、コミンテルンへの「加入に賛成」した⁽³⁵⁾。それは「性急」な設立でいまだ東側農業国の労働者と農民の結合だとはいえ、西欧諸党も参加へと動き、何よりもその方針は党の綱領と根本的に「一致」している。内戦の拒否は非革命的であり、また協商国帝国主義の権力機関たる国連にわれわれも反対せねばならない、と。これらの会議ではいずれも路線論争が並行し、左派のC.ガイヤーは「協議会制度とブルジョア民主主義の妥協は不可能」として協議会共和国を訴えたのに対して、ヒルファディングは議会の権力獲得と「大衆の政治的利害の喚起」のために重要な場所と位置づけた⁽³⁶⁾。また彼は地区執行部選挙で候補者に協議会制度への「信条告白」を求める提案を同志への「侮辱」と退け、そして連合総会での暫定行動協議会の選出を各地区の自律性の「侵害」と批判した⁽³⁷⁾。

11月30日-12月6日のライブツィヒ臨時党大会は、インタナショナル問題と行動綱領で一定の方針が決定される重要な会議だった。これに先立って戦前ヒルファディングと親交のあった中央派のハーゼ党首が暗殺され、党大会で左派のE.ドイミヒがクリスピーンと共に党首に選ばれたことは、党の方向性に大きな影響を及ぼした⁽³⁸⁾。ヒルファディング決議案は、旧インタナショナルが戦時の機能喪失で権威を失いましたコミンテルンも特殊な党派性ゆえ西側労働者を結集しえないと両面批判し、今いずれの組織に属しようとも「社会革命的基盤に立つ党」と連携し、「インタナショナルの統一」⁽³⁹⁾をめざすとした。他方シュテッカー案はコミンテルンへの「加入」を提起し、そしてG.レーデブア案は第二インタナショナルとの「決別」と、コミンテルン及び他の革命的組織との「和解」を訴えた⁽⁴⁰⁾。

趣旨説明でヒルファディングは以下のように主張した。欧米では戦後状況から労働運動の急進化が進み、特にイギリスでは自治体選挙勝利など政権への「議会的道」が開かれているように思われ、一方東側では反革命的潮流が顕著となっている。結局われわれは「西欧プロレタリアートから孤立

(35) Cf., Stoecker, W., *Die proletarische Internationale*, Berlin, 1919, S. 7ff.

(36) Cf., "Reichskonferenz...", *Fr.*, 10.9.1919, MA., S. 3, Sp. 1.

(37) Cf., "Die Frage...", S. 1, Sp. 1; "Generalversammlung des Bezirksverbandes Berlin-Brandenburg U.S.P.D.", *Fr.*, 6.10.1919, MA., S. 3, Sp. 1.

(38) Cf., *Protokoll des außerordentlichen Parteitages USPD*, 30. Nov.-6. Dez. 1919 in Leipzig, ND., Glashütten im Taunus, 1976, S. 456; Morgan, D. W., *The socialist left and the German revolution*, Ithaca/London, 1975, pp. 296ff. ヒルファディングはハーゼが極めて困難な状況で党をまとめ「一揆主義や日和見主義の深淵から守った」こと、とりわけ『フライハイト』を創刊以来「支援」してきたことを述べて、「かけがえのない損失」と惜しんだ。Cf., Hilferding, "Abschied", *Fr.*, 13.11.1919, MA., S. 1, Sp. 3; "Die Trauerfeier im Reichstag", *Fr.*, 14.11.1919, MA., S. 2, Sp. 2. また「ハーゼ = ヒルファディング路線との対決」は、共産党やソヴィエト・ロシアの目標でもあった。Cf., Markowski, W. an Bucharin, N. u. Tschitscherin, G. W., *cit. in*: "Kommunistische Spaltungsversuche", *Fr.*, 25.10.1919, MA., Beilage, S. 1, Sp. 1.

(39) *Protokoll des außerordentlichen...* in Leipzig, S. 39.

(40) Cf., *ibid.*, S. 39ff.

しない戦術」⁽⁴¹⁾のみとりえ、それゆえ第二インタナショナル大会の場も利用すべきである。コミンテルンのテロリズムは非人間的で反抗の増大を招くため有用ですらなく、また国家の破壊や社会化の方法も各国の発展に応じて実践的には大きな違いが生じうる。ボルシェヴィキは自らの苦境ゆえ条件を無視して世界革命の突撃部隊を求めるが、われわれは彼らの道具に墮さないよう「自立性」を保持すべきである。そもそもインタナショナルは本質的に党とは違い最小限の要求で他党派と協力する必要があり、協議会独裁では基盤が狭すぎる。このように彼は西欧労働者との連携を重視してコミンテルンの方法を批判し、複数政党の協力組織としてのインタナショナルの性格に鑑み、自主的な幅広い統一を説いた。

対するシュテッカーは彼の統一論を「幻想」⁽⁴²⁾と批判し、そして革命派の弱さは人道性に束縛されていたことだとしてテロを容認し、インタナショナルのみならず加盟各党も革命的勢力だけで構成されねばならないと主張した。さらにレーデブアは旧インタナショナルの再生に「反対」し、またコミンテルンはやはりテロ問題などをはらむため、違う方法で包括的インタナショナルを建設するよう訴えた⁽⁴³⁾。最終調整の結果ヒルファディング案とレーデブア案は撤回され、シュテッカー案は否決されて、代わりに党執行部案が可決された⁽⁴⁴⁾。それによれば、党は第二インタナショナルと「決別」し、コミンテルン並びに他国の社会革命的政党と行動綱領に基づき即座に協議する。そして場合によっては「単独」加入もありうる事が付帯決議された⁽⁴⁵⁾。こうしてコミンテルンへの即時無条件加入は見送られたものの、ヒルファディングの望んだ第二インタナショナルとの連携維持は公式に断たれてしまった。

この大会で同時に展開された「綱領と戦術」をめぐる論争では、ヒルファディングは議会的手段の排除に反対して民主共和国を政権獲得闘争の基盤として擁護し、そして真の権力手段が旧将校やブルジョアジーの手にある現状では、戦術を即時決戦だけでなく「あらゆる可能性」⁽⁴⁶⁾に向けるべきだと説いた。一方左派のW.ケネンは「革命的行動に入る」ことこそ重要だと主張し、またガイヤーは民主共和国を「プロレタリアート抑圧の権力手段」と難じ、そしてO.ブラースは『フライハイト』での協議会の宣伝不足を批判した⁽⁴⁷⁾。最終的に採択された新行動綱領は協議会制度に立脚し、政治的労働者協議会による立法及び行政の統括と、経済的協議会による社会主義経済への転換を規定した⁽⁴⁸⁾。その際議会主義の過大評価を避けるべく、最大の「決定的な」闘争手段は大衆行動であるとして「決定的な」言葉が追加挿入された。ドイミヒが協議会について「われわれの見解と完全に一致」⁽⁴⁹⁾していると評したように、左派の意向が強く反映する結果となった。

(41) *Ibid.*,S.316.

(42) *Ibid.*,S.329.

(43) *Cf.,ibid.*,S.348ff.

(44) *Cf.,ibid.*,S.365,388ff.u.534f.

(45) *Cf.,ibid.*,S.388.

(46) *Ibid.*,S.270.

(47) *Cf.,ibid.*,S.277,287 u.293.

(48) *Cf.,ibid.*,S.347f.u.532ff.

(49) *Ibid.*,S.237.

論争は党大会後も続き、ヒルファディングは「党の統一」⁽⁵⁰⁾の維持と行動綱領での「議会的闘争手段の明記」⁽⁵¹⁾を党大会の成果とし、自らも特に経済的協議会規定で協力したことを指摘した⁽⁵²⁾。翻って彼は左派が決戦を目前と考えて議会活動や直接的課題をないがしろにする政治状況の「誤認」を批判し、無関心な大衆を獲得するには何よりも税制や賃金制度など「重要な具体的問題」⁽⁵³⁾に対処すべきだとして、「資本主義の砦を不断の努力で包囲して屈服させる」⁽⁵⁴⁾必要性を説いた。これに対して左派のT.ゼンダーは、彼が敵の力のみ強調して決戦を繰り延べる逆の「一面的」見解に陥っていると反批判し⁽⁵⁵⁾、そしてベルリン地区会議では彼の主張が大衆の革命化に「不向き」だとか、協議会制度は「反議会主義」に帰結するとの発言が相次ぎ、否決にはなったものの『フライハイト』編集部更迭案すら提出された⁽⁵⁶⁾。こうして路線対立の激化はインタナショナル問題と絡み合い、その帰趨をもますます規定するようになっていった。

第3節 カップー揆から独立社会民主党の分裂へ

本節では、如上の党内対立が労働者政権問題として顕現した1920年3月のカップー揆において、ヒルファディングがいかに対応したかをまず検討する。1月10日発効の講和条約による軍備削減への反発が一因となって一揆は生ずるが、彼はその前夜の情勢を次のように把握していた。今や保守的な国家人民党が勢力を強めているのにひきかえ、労働者階級は萎縮している。経済状況が改善されれば、人々は当面講和条約による軍国主義の克服と民主主義の実現で満足するだろう。いずれにせよ党は労働者を長期的に訓練し、「民主的政治制度や共和国、8時間労働制の防衛」⁽⁵⁷⁾を成し遂げた時に初めて攻勢に転じうる。このように彼は右傾化の脅威を深刻にとらえ、そしてそれに対処すべく講和条約を契機に軍国主義の除去を期待し、何よりも労働者の強化による民主共和国の基盤確保を重要課題と考えた。

3月13日にはたして国家人民党幹部のW.カップはW.v.リュトヴィツ將軍らと共に右翼軍事クーデ

⁽⁵⁰⁾ Hilferding, "Der Parteitag", *Fr.*, 8.12.1919, MA., S.1, Sp.3; *id.*, "Taktische Probleme", *Der Kampf*, Jg.12, Nr.39, 1919, S.837.

⁽⁵¹⁾ *Id.*, "Der Parteitag", *Fr.*, 10.12.1919, AA., S.2, Sp.3.

⁽⁵²⁾ *Cf.*, "Generalversammlung des Bezirksverbandes Berlin-Brandenburg U.S.P.D.", *Fr.*, 22.12.1919, MA., S.2, Sp.2.

⁽⁵³⁾ "Die Berliner Genossen zum Parteitag", *Fr.*, 19.12.1919, MA., Beilage, S.3, Sp.2.

⁽⁵⁴⁾ Hilferding, "Taktische Probleme", *Fr.*, 11.12.1919, MA., S.2, Sp.1; *Der Kampf, op.cit.*, S.840.

⁽⁵⁵⁾ *Cf.*, Sender, T., "Taktische Probleme", *Volksrecht*, 16./17.12.1919.

⁽⁵⁶⁾ *Cf.*, "Die Berliner...", *op.cit.*; "Die Organisationen zum Parteitag", *Fr.*, 20.12.1919, MA., Beilage, S.2, Sp.3. このころ共産党も、ヒルファディングらがイギリス外交使節団員と会見したことをライブツィヒ決議の「妨害」と批判したが、彼は席上「インタナショナル問題は一言も触れられず」、たんなる「誹謗」だと一蹴した。*Cf.*, "Rudolf Hilferdings Weg nach Moskau", *Die Rote Fahne (RF.)*, 19.12.1919, S.1, Sp.3; Hilferding, "Quatsch", *Fr.*, 20.12.1919, MA., S.2, Sp.2.

⁽⁵⁷⁾ Šmeral, B., "Notizen über sein letztes Zusammentreffen mit Karl Kautsky, Berlin, 9. März 1920", in: Kautsky, K. u. L., *Briefwechsel mit der Tschechoslowakei 1879-1939*, Frankfurt am Main/New York, 1993, S.491.

ターを起こし、政府と議会を停止して「全国家権力の移管」を宣言した⁽⁵⁸⁾。だが一揆は1200万労働者のゼネストにより数日で失敗に終わり、この機に労働者政府樹立による局面の転換が焦点となった。17日に労働組合総同盟との協議で議長C.レギーンが労働者政府を提案した際、独立社会民主党代表のヒルファディングは「基本的に賛成」⁽⁵⁹⁾したが、ドイミヒは強く反対した。ヒルファディングは22日の労組及び社会民主党との政権交渉でも、軍国主義に対抗して労働者の「統一行動」⁽⁶⁰⁾によって強い権力を打ち立てるよう主張し、そして首相府での協議では真の法的保障を確保すべく「憲法の枠内」⁽⁶¹⁾ですべて実施するよう説いた。クリスピーンもブルジョアジーのキリスト教系労働者代表としての政権参加なら容認する姿勢を示し、G.パウアー（SPD）首相がブルジョア政党との交渉や治安軍の再編などを約束したことで、ゼネストは停止された⁽⁶²⁾。しかしその後連立与党の中央党と民主党は労働者政府を拒み、レギーンも組閣を辞退して、結局3月27日に従来通り「ヴァイマル連合」のH.ミュラー（SPD）新内閣が発足した⁽⁶³⁾。まさに非社会主義的労働者をも含む広い基盤の労働者政府が模索され、ヒルファディングもその実現に努力したが、実際には各党の思惑に加え特に独立社会民主党左派の反対が強く、大衆の統一行動は政権の枠組みに反映しなかった⁽⁶⁴⁾。

一揆後党内論争が再燃し、ドイミヒは交渉よりも「行動の圧力」⁽⁶⁵⁾を強調してゼネスト停止を批判し、そして協議会独裁への過渡としての社会主義的政府であっても協議会の協力が不可欠なことを『フライハイト』は理解しなかったと非難した。これに対してヒルファディングはゼネスト問題

(58) Cf., “Kundgebung!” , *Ursachen und Folgen*, Bd.4, Berlin, (dat.1960), S.88; *Schulthess' Europäischer Geschichtskalender*, Neue Folge 36.Jg.1920, 1.Teil, München, 1924, S.44ff.; Erger, J., *Der Kapp-Lüttwitz-Putsch*, Düsseldorf, 1967, S.108ff.; Könnemann, E., Krusch, H.-J., *Aktionseinheit contra Kapp-Putsch*, Berlin, 1972, S.77ff.; 篠塚敏生 『ドイツ革命の研究』多賀出版, 1984年, 193頁以下参照。

(59) Koenen, W., “Zur Frage der Möglichkeit einer Arbeiterregierung nach dem Kapp-Putsch” , *Beiträge zur Geschichte der Arbeiterbewegung*, Jg.4, H.2, 1962, S.348.

(60) Weber, H.u.a. (hg.), *Quellen zur Geschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung im 20. Jahrhundert*, Bd.2, Köln, 1985, S.144.彼は軍の民主化についてはその後も政府の姿勢を批判し、「断固たる態度」を主張した。Cf., *ibid.*, S.176.

(61) Golecki, A. (bearb.), *Das Kabinett Bauer*, Boppard am Rhein, 1980, S.737.

(62) Cf., *ibid.*, S.736f.

(63) Cf., *Schulthess'...*, S.74f.; Winkler, H.A., *Von der Revolution zur Stabilisierung*, 2.Aufl., Berlin/Bonn, 1985, S.314ff.; Arns, G., *Regierungsbildung und Koalitionspolitik in der Weimarer Republik 1919-1924*, Diss., Tübingen, 1971, S.90ff.

(64) 労働者政権構想は6月6日の選挙で独立社会民主党が社会民主党に次ぐ第二党に躍進した際も問題となり、『フライハイト』は入閣条件を示したが、党執行部は社会民主党からの協議打診を拒否し、結局後者も下野して6月25日に革命後初の純ブルジョア連立政権が誕生した。Cf., “Unsere Verantwortung”, *Fr.*, 10.6.1920, AA., S.1f.; “Zur Frage der Regierungsbildung”, *Vw.*, 11.6.1920, MA., S.1, Sp.1f.; “U.S.P.D. und Regierungsbildung”, *Fr.*, 12.6.1920, MA., S.1; Prager, E., *Geschichte der U.S.P.D.*, Berlin, 1921, S.218f.; Kastning, A., *Die deutsche Sozialdemokratie zwischen Koalition und Opposition 1919-1923*, Paderborn, 1970, S.53ff.; Miller, S., *Die Würde der Macht*, Düsseldorf, 1978, S.415ff.

(65) “Generalstreik und sozialistische Regierung”, *Fr.* 3.4.1920, MA., S.3, Sp.1.

を現実的力関係から判断すべきものと退け、そして社会民主党との協力も闘争過程で自党がたんなる傍観者の立場に陥らないようにするためだったことを指摘した。彼は闘争の成果を「労働組合の政治化」⁽⁶⁶⁾ととらえ、今後党の力を強めるものと積極的に評価した。しかし左派はさらに『フライハイト』の議会主義的姿勢やコミンテルン宣伝の怠慢を追及し、ついに同紙を「規制」するための出版委員会が新設されることになった⁽⁶⁷⁾。

こうした論争のさなかにコミンテルンから、党のライブツィヒ決議に基づく協議打診に対して次のような回答が届いた。すなわち、党右派指導者は初め協議会独裁を否定してブルジョア民主主義の立場に立ったが、次いで「ヒルファディングの構想」⁽⁶⁸⁾である協議会と議会の混合物を宣伝し、今に至るまで「動揺」している。「中央派」政党の主要な誤りは選挙による大衆獲得、暴力やテロ及び内戦の否定、ブルジョア国家機関破壊への反対、ブルジョアの出版の自由の容認、非合法組織の否認、共産党との不統一などである。しかも『フライハイト』をいぜん「黄色第二インタナショナル支持者の極右派ヒルファディング」⁽⁶⁹⁾に委ねている。こう批判してコミンテルンは右派との協力を「拒否」した。

これに対して党執行部は6月選挙後の会議でクリスピーン、ドイミヒ、W.ディットマン及びシュテッカーのモスクワ派遣を決定し、ヒルファディングの提案にも従って、「国内問題と戦術で党の自律性を維持」しつつ行動綱領を基礎に同権で交渉することとした⁽⁷⁰⁾。そして翌月反論を公表し、コミンテルンによる党右派指導者と大衆の対置を通じた「分裂」の助長、西欧労働者との協力が反帝国主義闘争で「ロシアの利益」にもなることへの無理解、国家機関破壊等での各国の「特殊性」や「力関係」の無視、個人的自由慣れた西欧労働者の反発を招く出版及び集会の自由の廃止などを批判した⁽⁷¹⁾。しかしながらコミンテルンは7月19日-8月7日の第2回大会で、クリスピーンら党代表の調整努力にもかかわらず21ヶ条の加入条件を決定し⁽⁷²⁾、特にカウツキーやヒルファディングら

(66) "Generalversammlung des Bezirksverbandes Berlin-Brandenburg", *Fr.*, 12.4.1920, MA., S.3, Sp.1.

(67) *Cf. ibid.*, *Fr.*, 3.5.1920, MA., S.3, Sp.3.

(68) *Der Leipziger Kongreß der U.S.P. und die Kommunistische Internationale*, o.O., 1920, S.5.

(69) *Ibid.*, S.14.

(70) *Cf.*, "Die USPD und die 3. Internationale", *Fr.*, 25.6.1920, MA., Beilage; *Fr.*, 26.6.1920, MA., Beilage; *Fr.*, 27.6.1920, 1. Beilage, S.2, Sp.2; *Protokoll der Reichskonferenz USPD*, 1.-3. Sept. 1920 zu Berlin, ND., Glashütten im Taunus, 1976, S.110.

(71) *Cf.*, "Antwort an das Exekutivkomitee", *Fr.*, 11.7.1920, MA., 1. Beilage, S.1, Sp.3; *Fr.*, 13.7.1920, MA., Beilage, S.1, Sp.2; *Fr.*, 14.7.1920, MA., Beilage, S.1, Sp.2; *Fr.*, 15.7.1920, MA., S.1, Sp.2.

(72) クリスピーンとディットマンは加入条件に基本的に「賛成」したものの、非合法組織など個々の条項を問題にし、特に特定個人の排除を「異端審問」と批判した。またドイミヒやシュテッカーも「全体での加入」を希望し、党分裂を「重大な誤り」と見なした。しかしコミンテルン議長G.J.ジノヴィエフはヒルファディングら右派との協力を一切「拒否」し、同執行部K.ラーデクも彼らを「革命の詐欺師」と批判し、結局大会は最終段階で排除名簿に「ヒルファディングを追加」した。加入条件採択後クリスピーンとディットマンはいぜん重大な「懸念」を表明したが、ドイミヒとシュテッカーは「無条件加入」に転じた。*Cf.*, "Dittmann und Crispian in Moskau", *RF.*, 10.10.1920, 1. Beilage, S.1, Sp.1f., S.2, Sp.3, u. S.3, Sp.2; *Der zweite Kongreß der Kommunist. Internationale*, Hamburg, 1921, S.242, 259, 374 u. 657f.; "Dittmann - Crispian in Moskau und Berlin", *RF.*, 2.9.1920, S.1, Sp.1f.; Dittmann, *op. cit.*, S.736ff.; Stoecker, H., *Walter Stoecker*, Berlin, 1970, S.229ff.

「悪名高き日和見主義者」の排除，改良主義的なアムステルダム国際労働組合連盟との対決，中央集権の党組織と鉄の規律，コミンテルン決定への各党の従属，従来からの加入論者による党幹部の2/3以上の構成，反対派党員及び代議員の除名などを規定した⁽⁷³⁾。

この加入条件についてヒルファディングは，まず組織形態と具体的政策の両面から批判を開始した。すなわち，「党員大衆を指導部の指令下に無条件に従属させる組織形態」⁽⁷⁴⁾は党を大衆運動からセクトに逆戻りさせ，しかも指導部もコミンテルンに従属して，党の「自決権は二重に否定される」⁽⁷⁵⁾。またロシア支援の弾薬輸送阻止運動を行っている国際労働組合連盟の統一性を破壊することこそ「反革命的」であり，さらに先のカップー揆を反協商国政府の誕生と歓迎したロシア自身の「日和見」ぶりや，世界革命を名目とした対仏戦争煽動でドイツ労働者がたんなるモスクワの「道具」と化す危険性も重大である⁽⁷⁶⁾。

そして彼は9月12日のザクセン地区会議で，ドイツ革命の「不幸」の原因を何よりも「ロシアの方式の図式的導入」⁽⁷⁷⁾に見た。大衆を具体的課題に集中させ権力的地位を次々と獲得することが重要であるにもかかわらず，革命以来いわゆる急進的熱狂から逆にそれらを放棄する誤りは，閣内党員への攻撃や中央協議会ボイコットなどで繰り返された。革命的農民層が土地分配策によってソヴィエト政権を支持したような状況は西欧にはなく，またロシアの協議会制度は真の選挙権もなく共産主義者の独裁の隠れ蓑でしかない，と。一方ドイミヒは党の政権参加を民主的闘争形態への偏向と見なし，内戦段階ではロシアの「普遍的経験」⁽⁷⁸⁾を基準とすべきだと主張したが，ヒルファディングは条件変更も不可能な現状では抵抗を強めることが「唯一の道」だと説き，結局ザクセンでは加入条件は否決された⁽⁷⁹⁾。

10月12-17日のハレ臨時党大会を控えて亀裂は一層深まり，9月末に出版委員会が『フライハイト』への「最大の不信任」を表明して「編集部の変更」を要求したのに対して，編集部と党執行部は

(73) Cf., *Leitsätze und Statuten der Kommunistischen Internationale*, o.O., 1920, S.10ff., 『コミンテルン資料集』, 214頁以下, Riddell, J. (ed.), *Workers of the world and oppressed peoples, unite!*, 2 vols., New York/London, etc., 1991, pp.42ff., 福本茂雄「コミンテルン加入条件21ヶ条をめぐる」『人文学報』第27号, 1968年12月, 151頁以下, 森本哲郎『戦争と革命の間で』法律文化社, 1996年, 114頁以下参照。クリスピーンとディットマンの帰国を出迎えたヒルファディングは，動揺する彼らを加入条件反対へと説得したとされる。Cf., Benz, W., Graml, H. (hg.), *Die revolutionäre Illusion*, Stuttgart, 1976, S.203f.

(74) Hilferding, "Die Probleme des Anschlusses" ,*Fr.*, 29.8.1920, MA., S.2, Sp.1.

(75) *Id.*, "Für das Selbstbestimmungsrecht!" ,*Fr.*, 10.9.1920, MA., S.1, Sp.3.

(76) Cf., *Protokoll der Reichskonferenz...*, S.112.

(77) *Protokoll der ordentlichen Landesversammlung der U.S.P.Sachsens*, 12./13.Sept.1920 zu Leipzig, S.25; Hilferding, *Gegen das Moskauer Diktat!*, Leipzig, (dat.1920), S.6, ヒルファディング「モスクワの独裁に抗す」熊谷一男訳, 『経営論集』(明治大学)第17巻第3.4号, 1970年3月, 74頁。

(78) *Protokoll der ordentlichen...*, S.46.

(79) Cf., *ibid.*, S.57 u.60.

「拒否」で答えた⁽⁸⁰⁾。代議員選出の結果はコミンテルン加入賛成派225対反対派155となり、しかも大会直前に議員団81人のうちドイミヒやガイヤーら22人は離脱してU S P (左派)を結成し、実質的に分裂へ動き出していた⁽⁸¹⁾。またコミンテルン執行部K.ラーデクは大会向けの小冊子で、「民主主義者」ヒルファディングが大衆の自決権維持のため非合法組織に反対して革命を放棄していると批判し、日和見主義者の「排除」が革命派の「離脱」かを迫った⁽⁸²⁾。

党大会ではヒルファディングやクリスピーン、ディットマン、レーデブアらの決議案は、特に各党の自律性の廃止、国際労働組合連盟の破壊及び反対派党員の排除の3点を批判して、コミンテルン加入条件を「原則的に拒否」し、他方ドイミヒ、シュテッカー、ガイヤーらの決議案は「即時加入」を求めた⁽⁸³⁾。そして大会報告ではロシア・ボルシェヴィズム代表のコミンテルン議長G.J.ジノヴィエフと西欧社会主義のヒルファディングが、「ドイツで初めて」直接対決することになった。ジノヴィエフは「世界革命、民主主義、プロレタリアート独裁の問題」⁽⁸⁴⁾で右派との「分離」を強調し、右派が革命運動を過去のものとなし世界革命を説かず、ソヴィエト政府という歴史的なプロレタリアート独裁形態よりも民主主義に立脚していると批判した。そして小農民中立化のための土地分配策や世界革命に向けたアジア被抑圧民族の覚醒、いわゆる社会主義者の反革命的行為に対するテロの必要性などを説いた。彼は加入条件を「不信の義務」に基づいて革命性を判定する「リトマス紙」⁽⁸⁵⁾と特徴づけ、原理的な見解の相違ゆえ右派との協力を拒否した。

これに対してヒルファディングは以下のように反論した。そもそも政権獲得の決定的闘争は、具体的な共通目標を提示して「大衆を資本主義社会で前進可能な限界まで導き」⁽⁸⁶⁾、それを乗り越える必要性を示すことによってのみ展開する。ドイツや西欧で右派社会主義政党がいぜん多くの労働

(80) Cf., "Aus den Berliner Parteiorganisationen" ,Fr.,28.9.1920,MA.,Beilage,S.3,Sp.3; "Beschuß der Preßkommission" ,Fr.,2.10.1920,MA.,S.2,Sp.2;" Die Kündigung der 'Freiheit' =Redaktion abgelehnt", Fr.,10.10.1920,MA.,S.3,Sp.1.

(81) Cf., "Hilferdings Plebiszit" ,RF.,10.10.1920,S.2f.;Wheeler," Die '21 Bedingungen' und die Spaltung der USPD im Herbst 1920" ,*Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*,Jg.23,Nr.2,1975,S.138ff.;Krause,H.,*USPD*,Frankfurt am Main/Köln, 1975, S.312;Engelmann, D.,Naumann,H.,*Zwischen Spaltung und Vereinigung*, Berlin, 1993, S.178ff.加入条件に批判的であったアードラーは、「独立社会民主党から一部は分裂するだろうが、党全体の実際の移行はありえない」と予想していた。Cf.,Adler,F.an Bauer,O.,7.9.1920,Verein für die Geschichte der österreichischen Arbeiterbewegung,Wien,Adler Archiv,Mappe 84-23.

(82) Cf.,Radek,K.,*Die Masken sind gefallen*,o.O.,1920,S.24 u.36.

(83) Cf.,*Protokoll des außerordentlichen Parteitage USPD (Rechte)*,12.-17.Okt.1920 in Halle,ND.,Glashütten im Taunus,1976,S.69ff.

(84) *Ibid.*,S.156.

(85) *Ibid.*,S.174.ジノヴィエフはもしヒルファディングらが21ヶ条を認めたら、「われわれは第22ヶ条を探し出す」と述べていたという。Cf.,Kitchen,A.B.Jr.,*Wilhelm,Dittmann and German Social Democracy,1918-1933*,diss.,Auburn,1975,p.174.

(86) *Protokoll des außerordentlichen...*in Halle,S.181;Hilferding,*Revolutionäre Politik oder Machtillusionen?*, Berlin, (dat.1920), S.8.

者を従えている状況では、彼らの結集は新党や規約など組織的手段ではなく「実際の行動」⁽⁸⁷⁾によってのみ可能であり、党や労働組合は分裂策動から守られねばならない。東方のブルジョア農民民族運動は重要な歴史的進歩だとはいえ、コミンテルンの同盟策はロシアの「権力政策」でしかなく、また農業での個人所有創出策もやはり純権力的見地からである。ドイツ革命で協議会独裁に反対したのは協議会自身であり、大衆に対する独裁でなく彼らを支配に参加させるためにも、異論抑圧のテロは許されない。このように彼は政治闘争の進め方に遡って反批判し、具体的課題に向けた大衆行動の積み重ねによる体制の枠の克服を説き、分裂でなく逆に運動の統一を強調した。論争の過程では加入条件の各条項の適否だけではなく、まさに労働運動論そのものの相違がますます明らかになってきた。

最終的にコミンテルン加入条件は党内の勢力関係を反映して236対156で可決され、その結果党は分裂して、左派は統一共産党(VKPD)の結成へと向かった⁽⁸⁸⁾。ヒルファディングら少数反対派は経営協議会の権利拡大や失業対策など「具体的目標の闘争」を権力獲得へ発展させる方針を示し、彼個人も「先進欧州労働者との共同行動」と国内での社会化闘争を訴えた⁽⁸⁹⁾。彼らはさらにアードラーやロンゲら他国の代表と共に、「革命状況のその時々成熟度」⁽⁹⁰⁾に応じて戦術と手段を規定する原則に立ってウィーン会議への結集を呼びかけた。1921年2月22-27日の同会議はコミンテルンから「第二半インタナショナル」と揶揄され「ボイコット」されながらも⁽⁹¹⁾、包括的なインタナショナル創設の「手段」として「国際社会党共同体」を設立し、民主的権利の利用も含め多様な闘争方法を提起した⁽⁹²⁾。ヒルファディングは特に賠償問題で資本主義による「経済的手段での戦争継続を阻

⁽⁸⁷⁾ *Protokoll des außerordentlichen...* in Halle, S.185; Hilferding, *ibid.*, S.13. 彼は別の場でも「政治権力の獲得は、特定の具体的目的をめぐる多くの戦いにおいてなされる」と主張した。Cf., *Protokoll des ersten Reichskongresses der Betriebsräte Deutschlands*, 5.-7. Okt. 1920 zu Berlin, ND., Berlin/Bonn, 1981, S.173.

⁽⁸⁸⁾ Cf., *Protokoll des außerordentlichen...* in Halle, S.257ff.; *Bericht des Vereinigungsparteitages der U.S.P.D. (Linke) und der K.P.D. (Spartakusbund)*, 4.-7. Dez. 1920 in Berlin, ND., Glashütten im Taunus, 1976, S.332. しかし統一共産党はその後1921年3月闘争の一揆主義批判を契機に分裂し、ドイミヒヤガイヤーらは翌年独立社会民主党に戻った。Cf., “Reichskonferenz der USPD” , *Fr.*, 23.2.1922, S.1, Sp.2; “An die revolutionären Arbeiter Deutschlands!” , *Fr.*, 24.3.1922, MA., S.1f.; Weber, *Die Wandlung des deutschen Kommunismus*, Bd.1, Frankfurt am Main, 1969, S.41ff.; Fowkes, B., *Communism in Germany under the Weimar republic*, London, 1984, pp.63ff., 山田徹 『ヴァイマル共和国初期のドイツ共産党』 御茶の水書房, 1997年, 29頁以下参照。

⁽⁸⁹⁾ Cf., *Protokoll des außerordentlichen...* in Halle, S.5 u.285.

⁽⁹⁰⁾ *Protokoll der Internationalen Sozialistischen Konferenz in Wien*, 22.-27. Feb. 1921, ND., Berlin/Bonn, 1978, S.7; “The Berne Conference” , *The labour leader*, 9.12.1920.

⁽⁹¹⁾ Cf., “Ein neuer Versuch des internationalen Betruges” , *Die Kommunistische Internationale (KI)*, Jg.2, Nr.16, 1921, S.445ff., 『コミンテルン資料集』, 374頁以下参照。またトロツキーは会議参加者のヒルファディングを、冷静で理論的蓄積があるにもかかわらず意志と決断力に欠け、政治問題では「極めて素朴な経験主義者」だと批判した。Cf., Trotzki, L.N., “Rudolf Hilferding” , *Die Helden der Wiener Konferenz*, Wien, 1921, S.15.

⁽⁹²⁾ Cf., *Protokoll der Internationalen...*, S.111ff.; Braunthal, J., *Geschichte der Internationale*, Bd.2, 3. Auf., Berlin/Bonn, 1978, S.249ff., 中林賢二郎 『統一戦線史序説』 大月書店, 1976年, 87頁以下。

止」⁽⁹³⁾すべく、各国労働者の闘争を国際的に組織することを「共同体」の任務とした。彼は私信で、これは現状では「唯一可能な道」であり、今後「世界規模」のインタナショナル実現までどのくらいかかるかは、各党の変化を引き起こすような状況の展開にかかっていると記した⁽⁹⁴⁾。

結び

以上で検討してきたようにヒルファディングは第二インタナショナルとの連携を極力追求し、内部から新基盤による軌道修正を図ろうとした。その理由は、まず講和問題や議会及び民主主義評価などで共通性が多かったからである。彼はベルサイユ講和を「協商国帝国主義」による権力的再編ととらえながら、コミンテルンのような全面的対決ではなく条約署名や国連構想そのものは認め、西側内のウィルソンら進歩派の存在も手がかりに現実的に民主主義的講和を追求した。また彼は第二インタナショナルには何よりも社会変革の経済的条件が成熟した主要な西欧先進資本主義国の党が結集していると考えていたことも、内部再編を追求した大きな理由である。彼は第二インタナショナルの「崩壊」を金融資本下の労働者の適応傾向と関連づけ、特にドイツ社会民主党を強く批判しつつも、戦後の西側労働者の急進的動向こそ決定的意義を持つと考えて提携を維持しようとした。それにひきかえコミンテルンは「アジア的マルクス主義」の「害」⁽⁹⁵⁾が懸念される経済的後進国が主であり、そもそもその設立が「性急」過ぎたことは独立社会民主党左派も認め、またドイツ共産党も即時設立案に「棄権」した⁽⁹⁶⁾。彼はロシア革命に共感を示しながらも、経済的条件の欠如による社会主義やボルシェヴィキ支配の「変質」を早くも指摘していたのは見た通りである。さらに当時のコミンテルンのテロや内戦などの戦術方針は、人道的見地だけでなく情勢判断からも彼の立場とは相いれなかった。いずれにせよ彼は、複数政党の連合体であるインタナショナルは組織形態も規約も単一政党の場合とは本質的に異なると考え、各国の多様性を認めた幅広い自主的な「統一」を説いたの

⁽⁹³⁾ *Protokoll der Internationalen...*, S.83; Hilferding, "Die Wiedergutmachungen und das internationale Proletariat", *Der Sozialist*, Jg.7, Nr.9, 1921, S.207.

⁽⁹⁴⁾ *Cf.*, Hilferding an Troelstra, P.J., 15.1.1921, IISG, Troelstra Nachlaß, 547/10; Troelstra an Hilferding, 7.1.(1921), *ibid.*, 531/6-8.インタナショナルの鼎立状態は、その後ドイツ3月闘争の「誤り」を契機とした6-7月のコミンテルン第3回大会における「攻勢戦術」の見直しと「統一戦線」及び「大衆の中へ」の方針提起、そして1922年4月の3組織合同会議の挫折を経て、9月の独立社会民主党と社会民主党の統一、さらに翌年5月の第二半及び第二インタナショナルの合同へと新たな再編に向かうことになる。*Cf.*, *Thesen und Resolutionen des III. Weltkongresses der Kommunistischen Internationale*, Hamburg, 1921, S.52f.u.184ff., 『コミンテルン資料集』, 435頁及び513頁以下, Bucharin, N., "Ueber die Offensivtaktik", *KI.*, Jg.2, Nr.15, 1921, S.67ff., プハーリン「攻勢戦術について」中村丈夫編『第三インターとヨーロッパ革命』紀伊国屋書店, 1975年, 335頁以下, 加藤哲郎『コミンテルンの世界像』青木書店, 1991年, 66頁以下, 嶺野修『コミンテルンと帝国主義1919-1932』勁草書房, 1992年, 13頁以下参照。

⁽⁹⁵⁾ *Cf.*, Hilferding an Kautsky, 8.9.1918, IISG, KDXII 632, 拙稿「ドイツ革命初期のヒルファディングの政治経済構想」『土地制度史学』第146号, 1995年1月, 19頁以下参照。

⁽⁹⁶⁾ *Cf.*, *Der 1. Kongress...*, S.145.

である。

党の分裂はコミンテルン加入問題を直接の契機としながらも、根本的には党内の路線対立としてさらに労働運動論の差異に密接に関係していたことも明瞭になったと思われる。ヒルファディングは綱領論争では左派に対抗して議会と民主共和国を擁護し、またカップー揆時には労働組合の政治化の機をとらえて労働者政権の実現に尽力した。彼は一揆主義的な即時決戦論でなく、具体的目標による幅広い労働者の統一を通じた改革の積み重ねで権力的地位を順次確保し、そして体制の限界が自覚された時に初めて権力獲得の決定的闘争が展開されると考えたのである。資本主義の存続が予想され⁽⁹⁷⁾、右翼クーデターも生ずるような政治的力関係の下で、しかも体制順応傾向を併せ持つ労働者を結集するには、なによりも個別の具体的課題を提起し運動の中で彼らの自覚を高めてゆくことが必要であった。彼は社会化問題で経済的条件の成熟を重視したのと同様に⁽⁹⁸⁾、ここでも労働者の自主的決定と政治的意識の成熟を尊重したが、それは彼の民主主義的立場の一貫性というだけではなかった。権力の獲得によって体制変革の問題がすべて解消するのではなく、現実的条件が不十分なままでは、結局その後も社会主義の「変質」や政治的抑圧が生ぜざるをえなかったからでもある。

（かわの・ゆうこう 金城学院大学現代文化学部教授）

付記 本稿は1997/98年度金城学院大学特別研究助成費の成果の一部である。

⁽⁹⁷⁾ Cf., Braunthal, *In search of the millennium*, London, 1945, p. 245. 拙稿「ヒルファディングの社会化思想」『歴史学研究』第707号, 1998年2月, 13頁参照。

⁽⁹⁸⁾ 同上, 14頁以下及び前掲拙稿, 26頁以下参照。